

令和2年4月20日

新型コロナウイルスの感染症拡大に係る臨時休業等の対応について

教育委員会

- (1) 緊急事態宣言の発令に伴い、県知事及び県教育委員会より、市町村立学校の一斉臨時休業の要請（依頼）が出た場合は、児童生徒の休業中の対応、教職員の対応、放課後児童クラブ、保育園・こども園の対応等を次のように講じる。
- ① 学校の状況を確認し、速やかに休業開始日を決定して各学校に通知する。
 - ・ 昨年度未履修内容の授業確保、臨時休業中の課題の準備や諸計画、放課後児童クラブの対応準備等を考慮し、当市は4月25日(土)～5月6日(水)とする。
 - ② 児童生徒の学習指導については(2)に示す。
 - ③ 学校給食の休止と、納期済み食材等の処理対応を速やかに行う。また、関係事業者等と十分に協議を行い、関係者の理解と協力を得られるよう留意する。
 - ④ 課外活動や部活動は中止する。
 - ⑤ ジュニアスポーツクラブの活動は中止する。
 - ⑥ 放課後児童クラブ（学童保育）は(3)のとおりを実施する。
 - ⑦ 保育園・こども園については、原則開設する。但し、保護者の就労状況によりやむを得ないものに絞って預かることを基本とする。また、その際には以下の点に留意する。
 - ア. 保護者が医療機関従事者、社会機能維持のために就業が必要な者、ひとり親家庭などの仕事を休むことが困難である者、障がいがあり長時間家庭で保育することが難しい児童等については、引き続き積極的な受け入れ対応を行う。
 - イ. 保護者の責任においてマスクを必ず着用させる。併せて、うがい、手洗い、アルコール等による消毒を確実に行わせるとともに、1時間に2回程度の保育室・遊戯室の換気を行う。
 - ⑧ 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒で、障がいの重さにより家庭において一人で過ごすことが困難な者や専門的な支援が必要とされる者については、学校が積極的に受け入れを行う。
- (2) 臨時休業になった場合の学習指導については、学習に著しい遅れが生じることがないように、次のような点に留意する。
- ① 家庭学習課題を準備・配付し、児童生徒が計画的に家庭学習に取り組むことができるよう工夫する。また、その題材については、教科書と併用できるようなものを提供することが望ましい。（文科省HP「子ども学び応援サイト」を参照のこと）

- ②授業を録画して学校ホームページ（妙高市のホームページ等）にアップし、児童生徒の自主学習教材とするなど、ICT機器を活用した学習支援を工夫する。
- ③児童生徒に感染者並びに濃厚接触者が出ていない場合は、学校規模により学年、学級ごとの時差通学や分散登校等を実施し、空き教室、特別教室等を上手に活用して1教室10人以下の状態をつくり、丁寧な学習支援を行う。（スクールバスが必要な場合は、こども教育課に相談のこと）

（3）放課後児童クラブ（学童保育）は原則開設する。但し、保護者の就労状況によりやむを得ないものに限って預かることとし、以下のように行う。

- ①開設時間は、平日7時30分～18時とする。
- ②保護者が医療機関従事者、社会機能維持のために就業が必要な者、ひとり親家庭などの仕事を休むことが困難である者等については、積極的な受け入れ対応を行う。
- ③保護者の責任においてマスクを必ず着用させる。併せて、うがい、手洗い、アルコール等による消毒を確実に行わせるとともに、1時間に2回程度の活動室の換気を行う。
- ④密集性を回避する観点から、学校の特別教室、図書館、体育館、グラウンド、校庭等が利用可能である場合は、当該校の校長と協議の上、積極的に施設の活用を推進する。

（4）その他

- ①放課後児童クラブでの使用で、児童生徒が教室等を利用する場合は、教職員による校内の消毒を確実に行う。
- ②児童生徒の体温を毎日測り、記録するなど、児童生徒の健康管理を保護者に依頼する。
- ③児童生徒の心身の健康状況を電話等で把握し、必要に応じて適切な支援を行うよう努める。
- ④児童生徒に感染者並びに濃厚接触者が出ている場合は、帰国者・接触者相談センター（上越保健所）に相談し、指示に従い、外出を控えるよう指導する。
- ⑤これら児童生徒への対応において、教職員の勤務負担が過重とならないようにするとともに、健康管理に十分に留意する。また、教職員についても時差出勤等の対策を講じる。